

介護予防・日常生活支援 総合事業について

北島町



※主に要支援1・2の方が対象です。

訪問型サービス（ホームヘルプ）

◆介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護職員が自宅を訪問し、身体介護や生活援助（洗濯、掃除など）見守り援助等を行います。

自己負担の目安（1割負担）

週1回の利用	月額1,176円
週2回の利用	月額2,349円
週3回の利用	月額3,727円

◆緩和型訪問介護サービス

平成29年4月からの新しいサービスです！

生活支援員等が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）のみが目的の場合に利用者の自己負担額が安く利用できます。

週1回の利用	月額941円
週2回の利用	月額1,879円
週3回の利用	月額2,982円



通所型サービス（デイサービス）

◆介護予防通所介護相当サービス

介護保険事業所等で、介護予防を目的に食事や入浴などの日常生活上の支援や運動機能向上のための支援を日帰りで行います。

自己負担の目安（1割負担）

週1回の利用	月額1,672円
週2回の利用	月額3,428円

◆緩和型通所介護サービス

平成29年4月からの新しいサービスです！

生活機能向上のための訓練やレクリエーション活動を通して健康づくりを行います！

利用者の自己負担額が安く利用できます。

週1回の利用	月額1,505円
週2回の利用	月額3,085円



介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成してもらいます。（無料）

北島町地域包括支援センター

☎ 088-698-8951

サービス利用の流れ

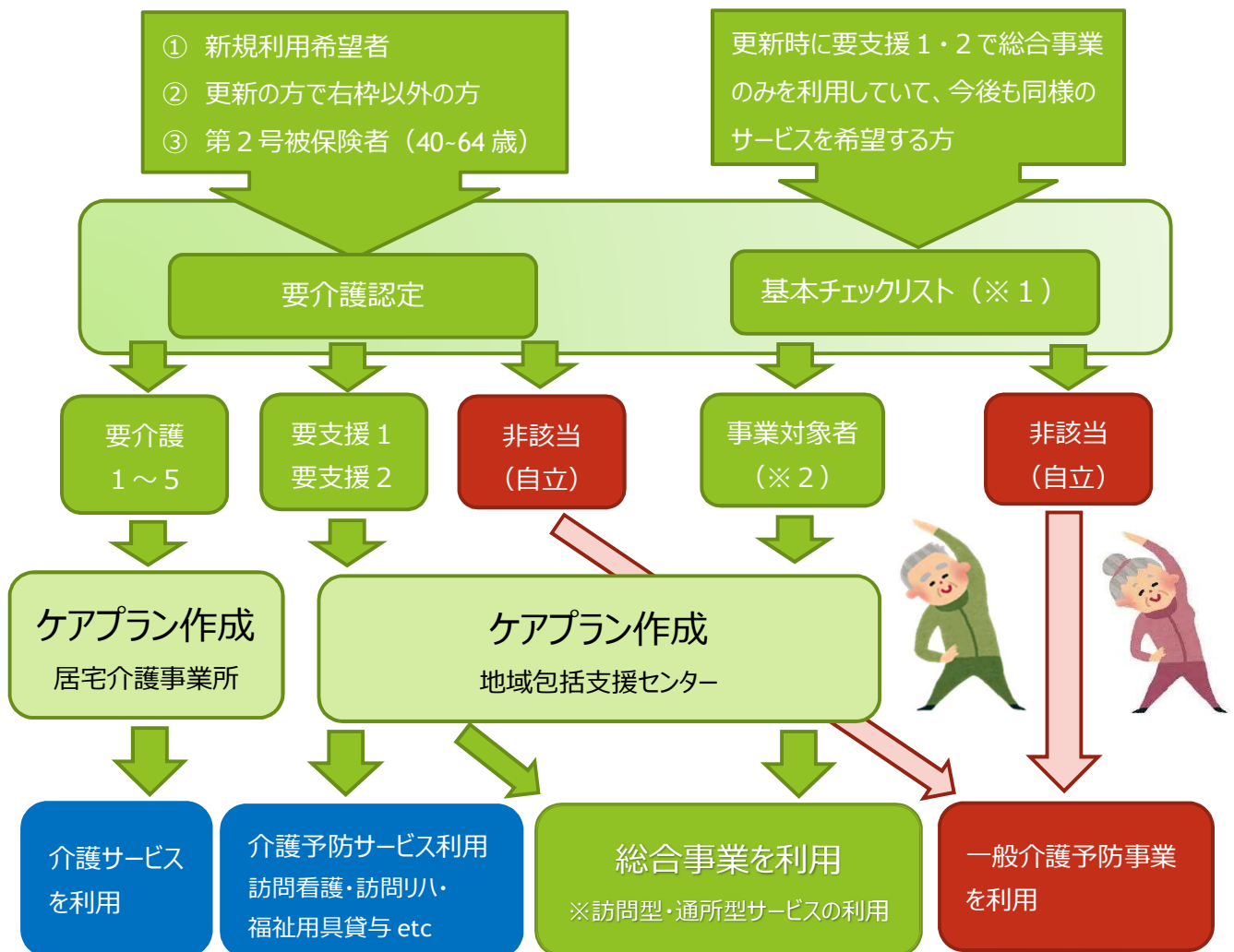
【相談時間】

午前8：30～午後5：15



要介護認定については
北島町役場健康保険課
☎088-698-9805

◆新規サービス利用希望者は必ず要介護認定を！



※1 基本チェックリスト：25項目の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかの調査票

※2 事業対象者：基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方